

第1回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日(月)午後1時30分から2時25分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員(0人)
委員

5. 議事日程

選挙第1号	会長互選について
選挙第2号	会長職務代理者互選について
議案第1号	議席の決定について
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農業者年金に関する申請について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)について
議案第7号	農地流動化推進員の委嘱について
議案第8号	令和2年度玉葱作況調査について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。砂川市農業委員会事務局長の福士と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、只今より「第1回砂川市農業委員会定例総会」を開会いたします。

開会にあたり、善岡市長よりご挨拶をいただきます。

善岡市長 〈挨拶〉

事務局長 ありがとうございます。ここで、議事に入る前に、事務局員を紹介させていただきます。

〈事務局職員の紹介・挨拶〉

それでは、議事次第の3、議長選出に入ります。議長に関しては、砂川市農業委員会規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますが、任命後初めての総会は、会長が決まるまで、慣例によりまして本定例総会の招集者である善岡市長に議長を務めていただきたいと思います。市長、よろしくお願ひいたします。

市長 それでは私の方で議事を進行します。

議事次第の4、議事録署名人の指名を行います。砂川市農業委員会規則第13条第2項の規定に基づき、会議の始めに議長が議事録署名人、2名を指名することになっております。慣例により、年長の順で、大原睦生委員、渡邊勝郎委員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続いて、議事次第の5、議事に入ります。

選挙第1号「会長互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律、及び、砂川市農業委員会規則の規定に基づき、会長の互選を行います。まずは互選の方法をお諮りいたします。記載のとおり、無記名投票で行うか、または、指名推薦で行うこととなりますが、いかがでしょうか。ご発言ございませんか。

渡邊委員 指名推薦がいいと思います。

市長 只今、指名推薦との発言がありましたが、他にご発言ありませんか。

全員 なし。

市長 他にご発言なしと認め、指名推薦の方法で会長を互選することにご異議ございませんか。

全員 なし。

市長 それでは、砂川市農業委員会規則第17条第2項の規定に基づき、指名推薦により会長の互選を行います。では、会長の推薦をお願いいたします。

渡邊委員 関尾一史委員を推薦したいと思います。

市長 只今、関尾委員が会長に指名推薦されましたが、他に指名推薦はございませんか。

全員 なし。

市長 他に指名推薦がなければ、関尾委員を会長当選者と定めることにご異議ございませんか。

全員 なし。

市長 ご異議なしと認め、関尾委員が会長に決定いたしました。

それでは、ここで関尾新会長から就任のご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

関尾会長 〈挨拶〉

市長 ありがとうございます。それでは、関尾会長に議長を交替し、以降の議事を進行していただきます。どうぞこちらへご移動ください。私はここで退席させていただきます。ご協力、ありがとうございました。

〈市長退席〉

会長

議長を交替しました。議事を続行します。

選挙第2号「会長職務代理者互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律、及び、砂川市農業委員会規則の規定に基づき、会長職務代理者の互選を行います。まずは互選の方法をお諮りいたします。どのような方法で行えば良いでしょうか。ご発言ございませんか。

渡邊委員

指名推薦でお願いしたいと思います。

会長

只今、渡邊委員から、指名推薦との発言がありましたが、他にご発言ありませんか。

全員

なし。

会長

他にご発言なしと認め、指名推薦の方法で会長職務代理者を互選することにご異議ございませんか。

全員

なし。

会長

それでは、指名推薦により会長職務代理者の互選を行うこととします。では、指名推薦をお願いいたします。

渡邊委員

前谷篤委員を指名推薦したいと思います。

会長

只今、前谷委員が会長職務代理者に指名推薦されましたが、他に指名推薦はございませんか。

全員

なし。

会長

他に指名推薦がなければ、前谷委員を会長職務代理者の当選者と定めることにご異議ございませんか。

全員

なし。

会長

ご異議なしと認め、前谷委員が会長職務代理者に決定いたしました。

それでは、ここで前谷新会長職務代理者から就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

前谷代理

〈挨拶〉

会長

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて議案第1号「議席の決定について」を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事務局

それでは、議案第1号「議席の決定について」ご説明いたします。

議席の順番は、砂川市農業委員会規則第7条において、「初めて招集された会議においてクジにより定める」こととされています。

そこで、クジを引く順番ですが、これまでの慣例に従いまして、まずクジを引く順番を決める「予備抽選」を行って、その後、予備抽選結果の順にクジを引く「本抽選」で議席を決定してはいかかかご提案します。

また、会長と会長職務代理者の議席番号についてですが、慣例に従いまして、会長職務代理者が1番、会長が末尾の13番に定めたいと存じますが、この点についてもご審議をお願いいたします。

会長

只今、議席を決定するクジを引く順番と、会長代理は1番、会長は13番に定めるとの説明がありましたが、ご異議ございませんか。

全員

なし。

会長

それでは、ご異議なしと認め、説明のあったとおり決定いたします。では、抽選を始めてください。

事務局

それでは、まず初めに予備抽選を行います。予備抽選は、6月定例市議会に議案として提出された委員の順番、これは、本年2月から3月にかけて、農業委員の候補者推薦書を受け付けた順番ですが、この順番で行っていきたくと思ひます。皆様の前にクジをお持ちしますので、クジ棒1本を引いてください。

〈各委員が予備抽選としてクジを引き、事務局が番号を読み上げる〉

それでは、続いて、本抽選を行います。只今の予備抽選結果の順番でクジを引いていただきます。なお、1番と13番のクジは除くこととします。よろしくお願ひいたします。

〈各委員が予備抽選結果の順番で本抽選のクジを引き、事務局が番号を読み上げる〉

それでは、本抽選が終わりましたので、改めて抽選結果を発表いたします。

2番、角丸 章 委員。

3番、猿渡 万里子 委員。

4番、大原 睦生 委員。

5番、片桐 幸示 委員。

6番、渡邊 勝郎 委員。

7番、渡部 延三 委員。

8番、井上 善博 委員。

9番、竹田 安宏 委員。

10番、高橋 宏吉 委員。

11番、谷口 秀夫 委員。

12番、菊地 匡 委員。

以上でございますが、先ほど確認されましたとおり、1番は「前谷 篤」会長職務代理者、13番は「関尾一史」会長となりますので申し添えます。

会長

只今報告のありましたとおり、議席番号を決定いたします。これ以降は、議席番号順に着席していただきますので、席替えを行うため、5分程度の休憩を取ります。事務局が委員名の入ったプレートが議席番号順に並び替えますので、休憩後は、プレートのとおりにご着席をお願いいたします。

〈休憩〉

会長

皆様お疲れ様です。席替えが終了したようですので、これより休憩中の会議を再開します。

報告第1号に入る前に、事務局より申し出がありますので、説明をお願いします。

事務局

毎年、7月の定例総会では、議事に入る前に出席者全員で「砂川市農業委員会憲章」を唱和しています。本日も、ここで憲章の唱和を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議案の裏表紙に「砂川市農業委員会憲章」を掲載していますので、ご覧ください。では、慣例によりまして、まず関尾会長が前文を読み上げた後、前谷代理が本文を一文ずつ読み上げ、続いて委員の皆様も一文ずつ読み上げることにしたいと思います。皆様、恐縮ですが、ご起立をお願いいたします。では、会長、よろしくお願ひいたします。

〈砂川市農業委員会憲章の唱和〉

事務局

どうもありがとうございました。どうぞご着席ください。

それでは、これ以降は、会長のお手元で議事進行いただきますようお願いいたします。

会長

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願ひます。

事務局

皆様、お疲れ様です。では、報告第1号について、ご説明いたします。

届出者は[]、土地の所在は[]、地目は公簿が畑、現況は田、面積 9,160 m²、以下、記載のとおり合計 8 筆、面積 33,844.40 m²です。令和 2 年 2 月 25 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[]が亡くなられ、子である[]が相続されたもので、対象農地では水稻が耕作されています。6 月 17 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。参考に第 1 号図を添付していますのでご参照いただければと思います。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今の報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

異議なしと認め、本件は専決処分を含めて承認することといたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

1 番は「農業者年金住所変更届」ですが、[]より提出がありました。申出年月日は、令和 2 年 6 月 23 日でございます。

2 番は「農業者年金死亡関係届」でございます。令和 2 年 4 月 24 日に[]が亡くなられたことに伴いまして、お兄さんである[]より届出がありました。

3 番も「農業者年金死亡関係届」でございます。令和 2 年 6 月 23 日に[]が亡くなられたことに伴い、配偶者である[]より届出がありました。

以上の 3 件はいずれも専決処分としていますので、ご報告いたします。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

只今の報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

では、本件について専決処分を含めて承認することといたします。

続きまして議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第 2 号について、ご説明し審議を求めたいと思います。

出し手・譲渡人は[]、受け手・譲受人は[]、受け手の経営面積は、田 323,876 m²、畑 3,465 m²の計 327,341 m²で、労働力は 1 名です。対象となる土地の表示は、[]、地目は公簿が田、現況が畑、面積は 707 m²の 1 筆です。譲渡人の理由は、「相続した農地を近隣の農業者に譲り渡すため」、また、譲受人の理由は、「周辺の農地と合わせて効率的に耕作するため」とのことで、法律関係は売買です。申請地は、元々、譲渡人の親の住宅や畑として利用されていた土地で、既に住宅は除却されておりまして、譲受人は申請地を買い受けた後、自身が所有する周辺の農地と合わせて作業道路や畑などに利用する予定としています。

この案件に関する農地法第 3 条第 2 項の判定要件についてですが、別添 1・議案第 2 号関係に調査書を添付しました。この調査書に整理していますとおり、全ての判定要件を満たしている、または、該当しないため、本案件は許可できるものと考えられます。参考に第 2 号図を添付していますのでご参照のう

え、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第2号について説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件は許可することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め本件を許可することといたします。

続きまして、議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域除外申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号をご説明しますので、審議のうへご意見を求めたいと思います。

申請人は、[REDACTED]、土地の表示は、[REDACTED]、公簿・現況とも畑、面積990㎡で、土地所有者は申請人と同じです。転用目的は、農家住宅1棟、保管庫1棟、駐車場の建設のためでありまして、詳しく申し上げますと、申請人は、現在、耕作地から約3km離れたアパートに住んでいますが、作付けから10年経過した作物が充実してきたため、耕作地や道路との近さから申請地に農家住宅などを建設したいとのことあります。

この案件に関しまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項において、農用地区域の除外要件が5つ定められておりまして、それぞれの要件の確認内容につきましては、別添2・議案第3号関係に調査書を添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。この調査書に整理していますとおり、他に代替できる土地がないことや、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないことなどから、全ての要件を満たしている、または、該当しないため、本案件はやむを得ないものと考えられます。

また、申請地は公簿・現況とも畑でありますので、本案件に関連して農地転用の許可が必要となります。まず、この議案第3号で農用地区域の除外はやむを得ないにご承認いただいた後、議案第4号において農地転用の議案を提案する予定です。

以上、第3号図を添付していますので、併せて参照のうへ、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第3号の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め本件の農用地区域除外はやむを得ないものいたします。

続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第4号をご説明したいと存じます。

今ほどご審議いただいた議案第3号と関連しますので、重複する部分もありますが、改めてご説明いたします。

申請人は、[REDACTED]、土地の表示は、[REDACTED]、公簿・現況とも畑、面積は990㎡です。転用目的は、農家住宅1棟などの建設のためです。農地の区分は、現在のところ農用地区域内の農地ですが、除外の申請中でありまして、今ほど議案第3号で除外はやむ

を得ないをご審議いただいたところでございます。転用の詳細については、転用期間は令和2年10月1日から永年、資金計画は事業費[REDACTED]に対して、預金と金融機関からの借入金を充てることとしています。

本案件に関して、農地法第4条の農地転用に関する許可基準に照らした審査についてですが、別添3の1頁から4頁にまとめております。総合意見としては、他に代替地がないことや一般基準においても特段問題がないことなどから、転用の許可はやむを得ないものと考えています。なお、参考に第3号図を添付していますので、併せてご参照のうえ、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第4号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して進達することといたします。

続きまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 議案第5号をご説明し、ご意見を求めたいと存じます。

土地所有者・譲渡人は[REDACTED]、転用計画者・譲受人は[REDACTED]、土地の表示は、[REDACTED]、公簿・現況とも畑、面積は331㎡の1筆です。転用目的は一般住宅、駐車場などの建設のためであり、さらに詳細を申し上げますと、譲渡人の方は「今般、譲受人から申請地に一般住宅等を建築したいとの要望があり、譲渡したい」、譲受人の方は「現在、賃貸住宅に家族3人で生活しているが家財が多くなり手狭となったため、申請地を譲り受け、住宅を建てたい」とのことです。農地の区分は、砂川市都市計画において第1種中高層住居専用地域として用途指定されていることから、第3種農地となります。転用の詳細については、転用期間は転用許可があり次第、永年、資金計画は事業費[REDACTED]に対して、全額、金融機関からの借入金を充てることとしています。

本案件に関して、農地法第5条の農地転用に関する許可基準に照らした審査についてですが、別添4にお示ししているとおりであります。総合意見としては、転用が原則許可される第3種農地であり、一般基準においても特段問題がないことなどから、許可相当と考えています。なお、参考に第4号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第5号について説明がありましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付して進達することといたします。

続きまして、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第6号をご提案、ご説明いたします。

まず、この議案の提案理由ですが、この頁の下の方に記載しています。いわゆる下限面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」という農林水産省の通知がありまして、その中で、毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、その検討結果を公表することとされていますので、今回、議案として提案するものです。

次の頁の別紙1をご覧いただきたいと思います。上段部分に記載のとおり、「農地法第3条第2項第5号による別段の面積、下限面積については、今年度は修正の必要性はなし」としまして、1番、設定区域は砂川市、2番、設定面積は1.5ヘクタール、3番、適用法令は農地法施行規則第17条第2項、としてご提案申し上げます。

次に、適用法令のご説明をしたいと思います。まず(1)農地法施行規則第17条第1項は適用できないとする理由ですが、2015世界農林業センサスにおいて、砂川市の農家で1.5ヘクタール未満の農家は全農家数のおおむね3割未満となっていますが、規則第17条第1項では4割を下回らないようにするとされているため、この条項は適用できないこととなります。

そこで(2)農地法施行規則第17条第2項を適用することになりますが、砂川市の農業の状況が第2項に定める幾つかの要件を満たしていますので、その状況を確認したいと思います。まず1つ目が、高齢化の進行などから新規就農を促進するために下限面積を引き下げる必要があること、2つ目は、令和元年度の遊休農地率は0.07%と低い現状にあります。今後、高齢化による離農等によりまして遊休農地の発生が懸念されること、3つ目が別段の面積を設定したとしても周辺への影響が少ないこと。こうした状況にあるため、第17条第2項を適用することができると思います。なお、第2項を適用する場合は、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定するとされていることから、現行の1.5ヘクタールが適当と考え、ご提案いたします。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長

只今、議案第6号についての説明がありましたが、ご質問・ご意見等はございませんか。

井上委員

これはどういうことを意味してるんでしょうか。ちょっと意味が分からないので、質問させていただきます。

事務局

下限面積というのは、多くは新規就農される場合に、ある程度の面積を持たなければ就農は認められない、農地を持つことができないのですが、その面積をどれだけ以上にするかというものです。農地法では原則として2haと定められていますが、市町村の農業の状況によって下限面積を2haよりも小さくする別段の面積を設定してもいいこと、その場合は農業委員会で審議して決定することになっています。砂川市の場合は、先ほど説明しましたとおり、例えば新規就農する場合は2haよりも面積を下げると新規就農しやすいだろうと、一方で、下限面積をあまり下げ過ぎると、例えば1haにすると本当に農業経営が成り立つかという問題もありますので、この間、1.5haがいいのではないかと設定してきております。

渡部委員

は1.5haも無かったと思うのですが。

事務局

ここには書かれていませんが、施設野菜の場合は2反、20a以上で良いことにしているため、農地を持つことが認められました。

会長

その他にご質問などありませんか。

全員

なし。

会長

特にご質問・ご意見がないようですので、本件について決定してよろしいで

すか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第7号「農地流動化推進員の委嘱について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第7号をご説明し、ご意見を求めたいと思います。

まず、提案・協議の理由についてですが、この頁の下の方の「協議理由」をご覧くださいと思います。「砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」という砂川市の規則がありまして、この規則によって砂川市が砂川市農業委員会に対して「砂川市農地銀行規程」の事務を委任しています。この「砂川市農地銀行規程」に基づきまして、農地銀行活動事業を推進するため、地域の農地事情に精通した者に農地流動化推進員を委嘱することについて、砂川市が砂川市農業委員会に対し審議を求めるものです。

規則的にはこのような説明になりますが、具体的には、この頁の記の下に記載していますとおり、まずは砂川市の農地流動化推進員に農業委員の皆様を委嘱させていただきたいということと、そして、各農地流動化推進員の担当地区は次の頁の別紙2に記載のとおりとさせていただきたいという提案でございます。

なお、補足になりますが、平成28年に行われた農業委員会制度改革によりまして、この「農地流動化推進員」とは別に、新たに「農地利用最適化推進委員」という役割も委嘱することになりました。ですが、砂川市は委嘱しないことにしましたので、各委員が担当地区を定めて最適化の業務も行うこととなります。このため、このように担当地区を定める必要があることを申し添えます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長
渡部委員

只今、議案第7号の説明がありました、ご質問・ご意見等ございませんか。

例えば私の場合、担当地区が吉野・鶉・宮城の沢・市街で、3人の名前がありますが、3人で全ての地区を担当するというのか、それとも地区をさらに割っているのですか。

事務局

基本的には3人で全ての地区を担当していただきたいと思います。ただし、後ほど「農業委員会だより」の配布に関連してご説明しようと思っておりましたが、担当するエリアをある程度分けて受け持っていただくこととなります。

会長
全員
会長

その他にご質問などありませんか。

なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件について意義なしと認めてよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を承認することといたします。

本件に関連して、事務局より追加説明がありますので、お願いいたします。

事務局

只今の議案が承認されましたので、委員の皆様は農地流動化推進員に委嘱されることとなりますが、「砂川市農地銀行規程」では、委員の皆様が農地銀行の理事に就くことになっています。そして、理事の皆さんによる会議、理事会は年1回、この7月に開催していますので、本日、この定例総会の後に理事会を開催させていただきたくことをご提案いたします。

もう1点ですが、委員皆様にお渡しする農地流動化推進員の「委嘱書」についてですが、農地銀行理事会の議案と併せて、後ほど、配布させていただきたくことをご理解をお願いいたします。以上です。

会長 只今の説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。
全員 なし。
会長 特にご質問・ご意見がないようですので、説明のあったとおりに進めてよろしいですか。

全員 異議なし。
会長 それでは、異議なしと認め、この定例総会の後に、農地銀行理事会を開催することといたします。
事務局 続きまして、議案第8号「令和2年度玉葱作況調査について」事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第8号「玉葱作況調査」についてご説明し、審議を求めたいと存じます。
まず1番、調査期日ですが、例年に倣いまして、次回の定例総会の日、8月27日、木曜日に実施することを基本にしたいと思っております。玉葱の成熟具合で変更もあり得ることにしたいと思っております。玉葱を作っている委員さんとも相談しながら決めていきたいと思っております。2番、調査対象農家は6件で「坪とり」調査することとし、次の頁の別紙3をご覧くださいと思います。令和2年度の「氏名」を空欄にしています。指名するようで恐縮ですが、担当地区に当てはめると、北光袋地地区の2か所は竹田委員、空知太の1か所は渡邊勝郎委員、富平の2か所は高橋委員、西豊沼地区は井上委員に、対象となる圃場の農業者にご依頼いただき、7月31日、金曜日までに、事務局にお知らせいただきたいと思っております。もちろん昨年と同じ方、同じ圃場でも構いません。よろしく願いいたします。

前の頁に戻りまして、3番、開始時間は8月27日に実施できるとすれば、定例総会終了後、概ね2時から2時半頃に始めることになろうかと思っております。4番の班編成は、再度、別紙3をご覧くださいまして、大きく2班に分けて、第1班は議席番号1番から6番の委員、2班は7番から13番にしたいと思っております。

最後になりましたが、提案理由は、本年度も玉葱の単収、品質等を調査して生産収量を推計し、玉葱生産振興の基礎資料にするため実施するものです。なお、別紙4に昨年の実施結果を掲載していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 只今、議案第8号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
井上委員 相手に承認をいただいて事務局に報告するのは、いつまでにすればよろしいですか。

事務局 7月31日、金曜日までをお願いいたします。

会長 その他にご質問などありませんか。
全員 なし。
会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件について意義なしとしてよろしいですか。

全員 異議なし。
会長 それでは、異議なしと認め、提案のとおり実施することといたします。

渡部委員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。農業委員会の開始時間についてなんですけれども、1時半というのは固定ですか。少しずつすることは可能でしょうか。

事務局 1時半を基本としていますが、例えば来月、玉葱作況調査を行うとすれば、少し早めて1時から開催するというように柔軟に対応しています。

渡部委員 私事なんですけれども、例えば30分遅くしてもらうことは可能でしょうか。個人

的な感想です。

会長

砂川市は多くの作物が作られていますので、例えば玉葱の人の都合に合わせてたり、米の人に合わせたり、野菜に合わせると考え出せば、切りがないこともあります。

渡部委員

無理ならいいんです。あくまでも聞いただけの話です。

会長

その他に全体を通して何かございませんか。

全員

なし。

会長

特に無いようですので、続いて「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 定例総会の議事録署名委員

〈経緯〉・定例総会ごとに、会長を除き議席番号順に2名を指名してきた。

2. 各種検討事項が発生した場合の検討方法

〈経緯〉・検討委員会を設置して対応してきた。

・検討委員会の委員は次のとおりとしてきた。

1年目 … 会長、職務代理者、議席番号2～5番の委員

2年目 … 会長、職務代理者、議席番号6～9番の委員

3年目 … 会長、職務代理者、議席番号10～12番の委員

3. 議会関連等報告

4. 令和2年度中空知農業委員会協議会臨時総会

・日時 令和2年8月4日(火) 16:00～

・場所 滝川市役所(滝川市)

・出席予定者 会長、事務局長

5. 令和2年度空知農業委員会連合会臨時総会

・日時 令和2年8月7日(金) 16:00～

・場所 ホテルサンプラザ(岩見沢市)

・出席予定者 会長、事務局長

6. 令和2年度市町村農業委員会事務局長研修会

・日時 令和2年8月12日(水) 10:00～

・場所 北海道自治労会館(札幌市)

・出席予定者 事務局長

7. 北海道農業会議会員の就任

・北海道農業会議会員 = 会長

8. 市長に対しての意見の申出に係る検討委員会の開催

・検討委員会 10月定例総会以前に開催

・検討委員 会長、職務代理者、議席番号2～5番の委員

・提出時期 11月

9. 農業委員会だよりの配布

・発行時期 8月上旬発刊

・配布方法 委員各位による配布

- ・配布先 担当地区の農業者に配布する。基本的に再任委員は前回と同じ、新任委員は前任者の配布先を引き継ぐこととし、一部、調整する。

10. 農業委員会活動記録セット、手引書等の配布

- ・農業委員会活動記録セット、手引書等を配布しますので、ご活用ください。

11. 農業委員会活動記録簿の提出

- ・農業委員として行った活動は漏れなく「農業委員会活動記録簿」に記入し、毎月の定例総会時に、事務局へ当月分を提出してください。

12. 被服の貸与

- ・委員各位に作業服と帽子を貸与しますので、7月27日（月）までに別添の「作業服サイズ確認書」を事務局へ提出してください。

13. 第1回砂川市農地銀行理事会

- ・日 時 本定例総会終了後
- ・場 所 定例総会と同じ

14. 令和2年度砂川市農業委員協議会第1回総会

- ・日 時 第1回砂川市農地銀行理事会終了後
- ・場 所 定例総会と同じ

会長
全員
会長

何かご意見、質問等はございませんか
なし。

特にないようですので、これを持ちまして、本日の定例総会は全ての議事が終了しました。

次回の定例総会は、8月27日、木曜日ですが、当日、玉葱の作況調査を実施できることになれば、定例総会をいつもより30分早め、午後1時から開催したいと思います。いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

全員

意義なし。

それでは、特にないようですので、次回の定例総会は、8月27日、木曜日、午後1時を予定します。よろしく願いいたします。

では、この後、5分程度の休憩をはさみまして、「第1回砂川市農地銀行理事会」を開催しますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で第1回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員

